

江戸時代幕末期 芦峯寺宿坊家間の檀那場をめぐる争いについて

福江 充*

はじめに

以前、筆者は、江戸時代に立山信仰の拠点集落である芦峯寺と岩峯寺のあいだでたびたび引き起こされた、立山の宗教的権利をめぐる争論の動向を検討したが⁽¹⁾、一連の争論は、最終的には天保4年(1833)9月に加賀藩公事場奉行所から岩峯寺の加賀藩領国外での出開帳と配札の禁止、及び万一違反者を発見した場合における芦峯寺の報告の義務等、芦峯寺にとっては一応勝訴といえる判決が下され落ち着いた。

しかし、芦峯寺も山役銭の徴収権を含む立山の山自体に関わる諸権利をはじめ、十六部納経所の設置権及び納経所の発行権、「立山本寺別当」の職号の使用権等は、実質上、今後永久に許可されないことが確定し大きな痛手を受けた。そのため、判決以後、芦峯寺の勧進活動の手段は加賀藩領国内外から訪れる参詣者の宿泊料や加賀藩領国内外での廻檀配札活動、自村での布橋灌頂会等に求めざるをえなくなった。

こうした状況下、芦峯寺は廻檀配札活動を一層重視し、芦峯寺一山の緊急的な取り組みとして、まず廻檀配札活動に関する一山内の規約をよりきめ細かなものに整備することで統制を強め、さらに各宿坊家が所有する檀縁を調査及び整理させたいうで、一方で檀那場での多少の入り組みを許容しながら、新たな檀那場及び檀縁の開拓を奨励した。そのため、時には宿坊家間で檀那場の所有権をめぐりトラブルが発生した。

本稿では、以下、芦峯寺雄山神社所蔵の古文書群から発見した2点の史料を解説し、その内容に基づき、江戸時代幕末期における芦峯寺宿坊家間の檀那場争いの実態とその取捨のあり方について検討を試みたい。

1. 廻檀配札活動に関する芦峯寺一山内の規約整備

天保4年(1833)9月に加賀藩公事場裁判で下された判決の影響を受け、芦峯寺一山では、今後の廻檀配札活動のあり方について再検討を行った。そして、加賀藩の圧力も多分に意識して廻檀配札活動の規約をとりまとめた『立山開山大上人御教化血脈相承芦

*富山県 [立山博物館]

嶽寺各坊諸国配札檀家縁別留記』⁽²⁾を作成し、各宿坊の檀那帳の控えとともに芦嶽寺一山宝蔵文庫に保管することにした。

さて、後ほど第2章で提示する史料A・史料Bの内容は、根本的にはこの規約の幾つかに基づいている。そこで、以下、規約内容のなかから要点と思われる部分を抜粋しておきたい（特に下線部に着目）。

【部分1】（『越中立山古記録I』196頁〔上段・下段〕）

一 開山上人之血脈相承之各坊、古来随機有縁之教化配札、且那諸国往々ニ有之、例年順廻之義ニ付、国郡・城下・駅宿・聚落等、是迄各坊方入組之配札は其俣、并ニ在里之分、一村限りに一坊方配札、又ハ入組ニて配札村之義ハ双方方此帳面に記置、其坊所持之本帳名面付ニも、何坊と入組と書加へ入置度候。各坊所持在来、今般改而調理書留相濟候。以後、右且縁大切ニて互相ニ繁榮し仕り渡世可有之候事。

例年の廻檀配札活動について、国郡・城下・駅宿・都会地等、これまで幾つかの宿坊家が入り組み合いながら廻檀配札を行ってきた箇所は従来そのまま認める。また村里は原則的には1村につき1坊が配札することとするが、入り組み配札が慣例化している村では、宿坊家双方がそのことを帳面に記載し、また宿坊家が廻檀配札活動に使用する檀那帳にも他宿坊家との入り組み配札のことを記載しておくこと。

【部分2】（『越中立山古記録I』196頁〔下段〕～198頁〔上段〕）

此方江ハ自他国教化配札之且廻は往昔方在来之通、以後神妙ニ相意得、一山柔隠ニ永世堅可相守、併、配札筋ニ付、彼是争論ケ間敷義仕候ハズ、芦嶽寺迎も急度御指留ニ被為仰付之御旨御申渡有之、奉畏御請之候ニ付、此度各坊旧且那帳相調理候而、一山切ニも以後彼是申事無之様、相互ニ辨別仕候事。

今回、各宿坊家の檀那帳を整備する理由について。配札筋でかれこれ争論がましきことを行えば、加賀藩が芦嶽寺の立山に関する宗教的権利として旧来から認めてきた諸国での廻檀配札活動の権利までも、加賀藩は差し止めると申し渡してきた。そのため、今回、各宿坊家の檀那帳を調査・整理して、芦嶽寺一山内部においてもトラブルを起こさないようにするのである。

【部分3】（『越中立山古記録I』198頁〔上段・下段〕）

一 来午年⁵以後、古檀猶更大切ニ仕り、諸国御城下・大名小名御代官所・京都・大坂・江戸等之聚落之地、郡ノ宿ノ浦ノ嶋ノ之分ハ、攝他知識僧之誘引を以精出、入組ニ相成候ても、追ノ檀縁取立可被申候。且又、何れ之地ニ而も、千軒斗以上之所江ハ入組不差支候。以下之地は先ヅ其村ノ所江入込、配札等段ノ相増候坊方有之候ハゞ、外坊渡⁵入組無用ニ候。若シ人ノ往来筋ニ而、止宿等は不差構、定宿旦那ニ相成候而も、其宿村之外家江配札ケ間敷儀等、堅無用ニ候。尤、双方之事ハ何分も品能相頼晰込可申候事。

来午年（天保5年）以後、古くからの檀縁を一層大切にし、諸国城下や大名等の代官所、京都・大坂・江戸等の都市部、郡・宿・浦・島等では、衆徒のなかでも比較的知識・教養の高い者が積極的に布教及び師檀関係を勧誘して、入り組となっても檀縁の取り立てに努力すべきである。いずれの地域においても、1000軒以上の所では入り組み配札となってもよい。1000軒以下の所では、先にその檀那場に入り廻檀配札活動を続けてきて拡大している宿坊家があれば、他の宿坊家は遠慮すべきである。もし他宿坊家の檀那場でも、往来筋の家であれば宿泊などについては差し支えないが、仮にその家が定宿檀那となった場合でも、その宿村の他の家々には配札に出入りしてはならない。

【部分4】（『越中立山古記録I』198頁〔下段〕）

一 在里山入之義は一村限り、先入之老坊⁵入情ニ仕り行渡、配札宿等も出来、後ノ之為ニ慥ニ致度候。是亦見聞ニ而外坊⁵不可立入候。併、新入ニ付、老遍ニ而捨置、配札無之時は、四年目⁵ハ向寄之人⁵誘引配札仕候義ハ、一山之繁栄ニ候間、先人之廻旦那⁵配札可有之候。併、古旦那ニ書加へ候後、仮令捨置、配札無之候共、訳合和談、当山ニ而不調内は、不可立入候。依之、五ケ年十ケ年迄之内、各坊申談弥堅旦那縁、配札所ニ相極り候分ハ、一山留帳ニ老坊限り相調理書加へ可申候。然則、旧檀新旦那共ニ双方堅家督丈夫ニ相成候事。

檀那場が村里・山里の場合は、1村につき先に入った1坊の権利を尊重すること。その宿坊家の廻檀配札活動により配札の際の宿泊家ができることも含め、後々のために確実に檀那場を育てていくこと。こうした檀那場の状況を聞いて他宿坊家が立ち入らないようにすること。檀那場を開拓しようと新たに入った村でも、1年だけ配札を行って、その後放置された場合は、4年目から、他宿坊家の衆徒で近くを配札していた者等が配札活動を行ってもよい。それは芦峠寺一山の繁栄につながる。古い檀那で放置されてい

る場合でも、一山の和談が調わないうちは、勝手に立ち入ってはいけない。

【部分5】（『越中立山古記録Ⅰ』199頁〔上段〕）

一 各坊之時代に依り、檀廻中絶仕候共、私欲を以自分旦那之隣村等と申成シ、手引拵へ、配札ニ入込、奉加等は無用ニ候。当山ニ而和談仕り、取続当分預ケ、又ハ譲リ渡、亦ハ書入流込之義は、双方方手印シ之儀可成置候。外坊方一村壹軒ニ而も私を以不可立入候事。

各宿坊家の時代的変遷で、廻檀配札活動が中絶した所があっても、私欲から自分の檀那の隣村などと申して配札に入り、奉加等を行ってはいけない。必ず一山において話し合いを行い、当分預けとか、譲り渡しとか、書き入れ流し込みについては、宿坊家双方が手印し、納得のうえで行わなければならない。1村1軒たりとも、他宿坊家が私欲で立ち入ってはならない。

【部分6】（『越中立山古記録Ⅰ』199頁〔上段・下段〕）

一 於他国他領者、何ヶ躰之儀有之候共、相互了簡を以指扣置、当山ニ而和談可有之、入組所又は別義申争、檀那講中人取雑詮義有之躰ハ、御領主御役所等江見聞恐入申ニ付、當御国御見聞ニ相障り申候条、彼是御他領之地所を以、一山切ニ而も申争相起シ候ハズ、御差障リニ候故、以後、芦峯寺迎も諸国配札御指留被為仰渡と之趣意を以、此度御申渡御座候段ハ大切ニ候。固茲旦那帳調理候間、一統之内若輩方相意得、配札順廻可被致之、尤他国往來諸人と忽而争論之儀・博奕躰并私欲之筋、亦面〴〵旦那城下宿等ニ而不行状之配宴之遊興は、外聞後〴〵之不面目ニ相成、殊更、立山霊場之三寶前江奉對、恐入、別而諸人不信之基ニ候。畢竟ハ自分之渡世之道筋を取失ひ候間、嚴重ニ無油断、旅立前會合、條〴〵申談可有之候事。

他国他領において争論を起こすことを厳禁し、必ず芦峯寺一山の和談に従うべきことを説き、その他、博奕・私欲の筋・不行状の酒宴遊興等も諸人不信の基となるから慎むべきであると固く戒めている。

【部分7】（『越中立山古記録Ⅰ』199頁〔下段〕）

一 旦那縁配札帳、他国旅宿ニ而被取失候儀か往來海川等ニ而非常盗難ニ而紛失も難計、扱亦於自坊も、類焼之義、盗人ニ被取失申儀、難計候。其節ハ一山宝蔵入留帳を以書

出シ可申筈。尤、奥書ニ紛失等之断書仕り、旦那先渡世相統所持、申分無之様、一山印形相加へ遣シ可申事。

檀那帳が他国旅宿や往来・海・川等で紛失したり盗難されたり、或いは自坊で火災等により焼失する場合もありうる。そうした場合には、芦峯寺一山宝蔵入留帳に基づいて書き出し、再製すること。もっとも、その奥書に紛失等の事情を明記し、一山の印形を加え遣すべきである。

【部分 8】（『越中立山古記録 I』200頁〔下段〕～201頁〔上段〕）

一 自他国廻檀配札は、往昔方仕来ニ候処、今般、御奉行所ニ而、御領分之筋迄ニ御詮義無之、御宥之御沙汰ニ相濟候。依而、御領分年ノ順廻之坊ノハ、前件之定條ニ相意得、堅配札可相守候。以後、其向寄新旦縁精ノ馴合取弘可有之候。然所、是迄旦縁等と申賦シ、旦廻配札不仕候坊ノ有之、又折ノ配札有之歟ニ候得共、相怠り居申面ノ、近年捨置申候ハ、甚以不宜候。以後、郡村為弁別、所持之帳面を以、此度書出可被申、猶年ノ折を以、山下手近ニ付、配札有之度候。右之訳は、岩峯寺江も自他国領分之御沙汰無之、古来所ノ開帳仕来、其節御札も賦り有之、入組候得共、開帳之筋故、配札旦那等不為申立、外ニ旦縁配札仕来も相見え候。入組候共、其家配札之儀、亦槩ニ旦縁一村等、其意得第一ニ候。来午年方御領分新旦取立之望有之候ハズ、岩峯寺槩ニ配札旦縁之筋は指除可申候。

自他国廻檀配札は古来のしきたりであるが、今回奉行所では、領内については特別の密議はなかった。だから領内巡回の各宿坊家は従来どおり配札し、また進んで新檀縁に手を広げるのがよい。しかし、これまで檀縁と申しふらしながら、廻檀配札を怠っている者があるのは宜しくない。帳面に書き出し、配札するようにしたいものである。ただし、岩峯寺側の配札檀縁の確かな筋は除くようにしたいと、岩峯寺側との協調に気を遣っている。

【部分 9】（『越中立山古記録 I』201頁〔上段〕）

一 御領分一圓托鉢并御方尊燈明御供志之勅化之義ハ、往昔方春秋等為渡世順廻仕来、并ニ五穀成就之御領分祈願所ニ候得ば、右等趣勧誘も不差支候。但シ大権現トハ不申立、亦山上之ケ所を不申立、唯願望奉加手軽事ハ仕来ニ候得共、必大冊奉加帳を以、無縁ニ出行し衆徒御領分徘徊、以後堅無用ニ候。但シ他坊之建立寄附之取立居申折筋、

一山衆徒之内、老若共ニ遠近郡村等忍び、帳冊を以隠行奉加等申語り候儀、常々慥ニ風聞問々有之候。以後ハ外坊等大造之儀、一山聞濟相企候共、決而隠ニ奉加廻語事、堅不相成。勿論、山外之僧躰ニ而も、此條申立、順村候ハズ、見聞風説共ニ御奉行所江御内達可申上候事。

領内一円の托鉢、燭尊灯明の徧化の順回は差し支えないが、立山大権現と称し、立山山上の権利を申し立てることは、岩嶽寺の特権を冒すことになるので厳禁である。また寄付募金のため奉加帳を持って、隠密に領内を徘徊することも厳禁である。

2. 江戸時代幕末期 芦嶽寺宿坊家間の檀那場をめぐる争いとその收拾

芦嶽寺雄山神社所蔵の古文書史料群のなかに、慶応2年(1866)9月に芦嶽寺一山が芦嶽寺等覚坊に宛てた申し渡し状(史料A、写真1)と慶応2年(1866)9月に芦嶽寺大仙坊が芦嶽寺一山に宛てた請書(史料B、写真2)が見られるが、これらの史料には、芦嶽寺宿坊家間に起きた檀那場争いとその收拾に関する内容が記されている。

【史料A】

等覚坊江申渡ケ條

一、当山ハ自他国江罷越配札之潤色を以寺務相統仕来り候ニ付、往古々法類之且家江立入配札并ニ徧化等被相成義者勿論事ニ候。猶改而天保四巳年一統江申渡置候通候所と存大仙坊等之且家江立入徧化等仕候越度ニ付、折返以来衆評之上心得方申渡左之通。
一、濃州各務郡芥見村之内野村組龜山文右衛門者、往古々大仙坊且家之所之義乍相心得、右文右衛門等江立入徧化いたし候越度ニ依而、右野村組一山江引揚改而大仙坊江相渡等覚坊燭永代野村組江配札等ニ立入申問敷候。同村外組ハ是迄之通入会指免可申候。尤入会村之ケ條之通可被相心得候事。

右前條之通申渡候間以後急度相守可被申候。尤不法相働候越度可申付如若候得共、来ル卯年々堂輪番相当り候ニ付、最早用立之日限相過り候間格別之慈愍を以相宥候。依而不念一札指出し以来心得違無之様急度相慥可被申候。猶又旧冬々美濃尾張江罷越候廻書指留置候得共此度相解候間用立出来次第祭足可被成候事。

慶應貳寅年九月日

立山芦嶽寺

【史料B】

御請 大仙坊

此度等覚坊嬪堂輪番ニ当檀那先奉加之義ニ付、拙坊^カ為断候所、御詮義之上前節双方江御申渡候請書可差出旨被仰渡奉畏御請左之通り。元治元子年十一月^カ同式年丑ノ十一月迄、美濃・尾張ニ而拙坊配札之於村方ニ布橋濯頂致奉加物帳記高左之通り。

一金壹両 一幡壹流

一布毛綿ニ而、七拾八端

右内金三両貳朱ト三百三拾八文 物内請取分金子ニ而今度御渡被下候。

又毛綿三反 小倍村 小嶋村 両村分等覚坊江御渡被成候。

其外ハ帳面ニ而、御渡被下候。

右之通確ニ請取申候。以上。

右旨趣者等覚坊濃州各務郡芥見村之内野村亀山文右衛門江拙坊旦家与乍心得立入別当物化被致候ニ付、其趣拙坊^カ御一山役寮迄為断候得共、於御一山等覚坊手前御尋被成候所相違無之、依而從往昔当山者自他国江配札ニ罷出其潤色を以寺務相統仕来候所、配札并教化方等迄都而掟も有之故、重々衆評定之上就違背之働可為越度右野村組配札一山江引揚改而拙坊江御渡ニ相成、其他拙坊旧来配札仕候村方江立入候分八ヶ村共引揚野村与兼而九ヶ村等覚坊^カ永代不立入訳ニ御取究猶改而拙坊江右村共配札御渡被下難有奉畏候。以来恐順を以無異失致配札候様入念被仰渡忝仕合ニ奉存候。依而御請印形仕奉差上之候。以上。

慶應貳寅年九月日

大仙坊由道（印）

立山芦嶽寺

御一山中

天保4年（1833）9月に加賀藩公事場裁判で下された判決の影響を受け、芦嶽寺一山では、今後の廻檀配札活動のあり方について再検討を行った。そして、前章で指摘したように、同年（1833）、一山内で廻檀配札活動に関する規約をとりまとめた。

しかし、このような加賀藩の強圧的支配を意識した一山の内部統制にもかかわらず、等覚坊⁽³⁾が元治元年（1864）11月から元治2年（1865）11月にかけて、檀縁のない美濃国・尾張国で配札活動を行い、さらには同地域における大仙坊の檀家へも立ち入り、物化を行ってしまった。等覚坊としては、明年慶応3年（1867）に芦嶽寺宿坊家が毎年輪

番で司っている燭堂別当の役職が自坊に回ってくるので、燭堂の縁日や節句、祭礼等の年中行事をはじめ秋の彼岸に開催される布橋灌頂会⁽⁴⁾に必要な諸費用を一山中で先頭に立って勸進する必要があった。等覚坊はこうした差し迫った事情から、前章で指摘した一山の規約のなかの特に部分1と部分4に抵触することを認識しながらも、大仙坊の檀家へ立ち入ったものと考えられる。

さて以下、史料A・Bに基づき、この事件の顛末を見ていきたい。等覚坊は前掲の規約に反して、檀縁のない美濃国各務郡芥見村の野村組に属する大仙坊の檀家亀山文右衛門宅を訪れ勧化を行ったが、そのことに対し大仙坊衆徒由道が一山役寮に等覚坊の規約違反を訴えた。

一山では、この争いを深刻に受けとめ評定を行い、その結果、野村組での配札権は一山が一度引き揚げ、改めて大仙坊に引き渡した。また、大仙坊が同地域において旧来から廻檀配札を行っていたその他の村方についても、8村を一山に一度引き揚げ、野村組と合わせて9村を改めて大仙坊に引き渡した。なお、この9村については、等覚坊に永代立入禁止を申し渡した。さらに、等覚坊が大仙坊の檀家をかすめ取っての違法な配札活動で得た収益については、等覚坊から大仙坊に1両と幡1流、布木綿78端分の儲けのうち金子で3両2朱338文が支払われた。なお、同地域で大仙坊の檀那場ではなかった小倍村と小嶋村での配札活動で得た毛綿3反の収益については等覚坊の利益としてそのまま認められた。

以上のような一山の裁決内容に対し、慶応2年(1866)9月、大仙坊衆徒由道は一山に請書を提出した。その請書が史料Bである。

一方、一山の裁決内容を等覚坊に申し渡した、慶応2年(1866)9月付けの古文書が史料Aである。文書の終わりの部分には、来る慶応3年(1867)は等覚坊が燭堂輪番で、その年の布橋灌頂会の執行には当然出費が予想され、それを補うための勸進が可能な時期がもはや過ぎてしまっているため格別の慈愍をもって許すこととし、念書を提出させ今後決して違反がないよう厳重に注意した。また昨冬のトラブル以来、美濃国・尾張国を訪れるための廻書を差し止めていたが、この度、解禁したので、必要になり次第催促するように促している。

3. 燭堂別当職と布橋灌頂会を執行するための特別な勸進活動

芦峯寺一山では、宿坊家のあいだで1年交替の輪番制で順々に燭堂別当職を担当して廻ったが、燭堂に関する年中行事はきわめて多く、例えば布橋灌頂会などの大がかりな

法要も含め1年間に縁日が60度、節句が5度、祭礼が40度、法要が3度あり⁽⁵⁾その都度、諸準備や執行時の差配を一山内で率先して執り仕切らなければならない燭堂別当の精神的・経済的負担は計り知れないものがあった。

一例をあげると、各行事の際の献上品なども燭堂別当が自前で準備しなければならず⁽⁶⁾そうした一連の費用負担は膨大なものとなった。それゆえ、それをまかなうため、翌年燭堂別当を担当しなければならない衆徒は、別当職に就く前年に例年以上の勸進活動を行わなければならなかった。

さて、こうした特別な勸進活動の実態については、一例ではあるが、善道坊が天保2年(1831)11月に三河国の檀那場で行った勸進状況をまとめた『立山御燭尊布橋大灌頂勸進記』⁽⁷⁾から概ね知ることができる。

それによると、まず善道坊は三河国の檀那場の信徒たちに対し、以下の史料が示すように燭尊(燭堂)別当としての毎日の供養や布橋灌頂会の際の負担を訴え、助力としての奉加を求め、さらに燭堂での諸行事に対する必要経費として約79両と白布360端を提示している。

十方篤信

大檀那衆中様

右勸進記ニ委細御坐候通、御燭尊別当者年中之大行ニ而、当山ニおいて大切至極之勤行ニ御坐候。然る處拙僧参来ル午年当番ニ付、諸事支度此之節より梨申付御坐候。凡四百ケ日之間、別火別行ニ而、毎日之供養之雑用杯の様御膳供燈明香花又彼岸布橋大灌頂執行之儀ハ、大造至極之入用有之、其外年中諸伽藍之法会祭礼夥敷ニ付、莫大之入用相掛り、大いに心配仕居申候。拙僧自力ニ及びがたく御坐候。依而十方御旦縁之御助力奉願候て、一生一度之大行成就仕度奉存候間、善男善各様方思召附次第之御施入、偏ニ奉願候。御名前戒名等相記、抽丹精祈念回向無懈怠執行可仕候。

以上。

- 一、白布三百六十端之内
- 一、供養莊嚴之品々之内
- 一、御本尊三 毎日御膳三膳宛、一膳料百文ツツ。
- 一、御脇立六十六尊 御縁日毎ニ六十六膳、一膳料三十二銅。
- 一、地藏観音 御縁日二膳宛、一膳料三十二銅。
- 一、大蠟燭毎日三挺ツツ 一挺料二十四文宛、小蠟燭一挺五文ツツ。
- 一、燈明四十八燈毎日 一燈料三文ツツ。

一、年中番香華 三百六十日料。毎月御縁日料。一日料。

こうした善道坊の呼びかけに対する信徒側の寄進状況、すなわち前掲勸進記に記載された信徒名とその住所、祠堂金額等については第1表に示すとおりである。これによると、善道坊は三河国の宝飯郡・幡豆郡・渥美郡・設楽郡の各地で570人と16団体（村中・講中等）の信徒を対象として寄進を募っている。

なお、善道坊の寛政5年(1793)の三河国檜那場を対象とした『諸檜那御祈禱之覚帳』⁽⁸⁾には1090人の信徒名が記され、またその後の同坊の嘉永3年(1850)の三河国檜那場を対象とした『御祈禱檜那覚帳』⁽⁹⁾には1487人の信徒名が記載されており、善道坊の三河国檜那場の信徒総数は寛政期から嘉永期にかけては概ね1000人から1500人程度であったと推測される。それゆえ、善道坊が熾堂別当及び布橋灌頂会のための勸進活動を三河国檜那場で行った際、それに応じて寄進した信徒は、同国檜那場の信徒総数の約半数程度であったことがわかる。

ところで、信徒の寄進によって善道坊が得た収益については、勸進記中の表記「一、同」の金額を10疋程度で捉えるか、或いは100疋程度で捉えるかによって大きく異なるが、仮に10疋として計算すると収益金の総額は約14両と布36端となり、善道坊の提示する必要経費約79両と白布360端には全く満たない。一方、仮に100疋として計算すると約92両と36端になり、概ねまかなうことができる⁽¹⁰⁾。

おわりに

以上、江戸時代幕末期における芦峯寺宿坊家間の檜那場をめぐる争いとその收拾のあるり方について、芦峯寺宿坊家の等覚坊と大仙坊とのあいだに起きた檜那場及び檜縁をめぐる争いを一事例としてあげ、その実態を具体的に捉えた。

そこで、以下、その特徴をまとめたいが、それに先立ち、まず前提として、芦峯寺一山内では天保4年(1833)の加賀藩公事場裁判での判決に基づき、今後の廻檜配札活動のあり方や檜那場の入り組みなどに対して検討・整備がなされたことを指摘しておく必要がある。

その際の芦峯寺一山の基本的な方針として、①「加賀藩への体面上、廻檜配札活動に関する宿坊家間でのトラブルや檜那場での在地の人々とのトラブルはできるだけ避けようとしている。それというのも、もしトラブルを起こせば、芦峯寺の廻檜配札活動の権利が剝奪される恐れもあったからである。」②「天保4年(1833)の加賀藩公事場裁判で

の判決に基づき、その枠を越えないことを前提に、各坊間で多少の檀那場の入り組が生じても積極的に檀那場を開拓し新たに檀縁を求めていこうとしている。」等々の方針が見受けられる。

さて、天保4年(1833)の規約や、前掲のような争いが起きていること事態が端的に示すように、芦峯寺各宿坊家が保有する檀那場及び檀縁は地方と大都市といった地域差も考慮する必要があるとはいえ、総体的にはどこの地域でも、ある程度入り組んでいたと考えられる。『立山町史』に指摘されるように、1坊に対して1国割といった画一的でスマートな状況が必ずしも一般的であったとはいいがたい。

一方、芦峯寺各宿坊家間で檀那場をめぐるトラブルが生じた際に、実際にはどのように処理されていたかという点、前掲の大仙坊と等覚坊の実例に示されているように、本質的には、芦峯寺各宿坊家の廻檀配札活動は全て一山の管理下にあり、万一トラブルが生じた際には、芦峯寺一山の衆評によりの確な判断がなされ、一度当事者の檀那場を一山が引き揚げ、規約に基づいて改めて正しく配分するかたちをとっている。

ところで、嬬堂別当など、輪番制で一山内の特別な役職が回ってきた場合には、当該宿坊家には、それに関する諸経費を自家が先頭に立って調達していく必要が生じ、例年を上回る勸進収益が必要となった。それゆえ、等覚坊の場合も一山の規約違反と認識しながら、ついつい自坊の檀那場以外に他宿坊家の檀那場にまで手を出してしまい、トラブルを起こしたのであろう。

註

※第1章の史料解説文については、廣瀬誠氏が解説された「立山開山大上人御教化血脈相承芦峯寺各坊諸国配札檀家縁別留記」(『越中立山古記録Ⅰ』所収、195頁～202頁、廣瀬誠・高瀬保共編、桂書房、1990年4月)の解説文を参考とさせていただき、また、部分的に引用させていただいた。

- 1) 福江充「立山衆徒の勸進活動と立山曼荼羅」(『山岳修験 第20号 立山特集』所収、45頁～59頁、日本山岳修験学会、1197年11月8日)。
- 2) 「立山開山大上人御教化血脈相承芦峯寺各坊諸国配札檀家縁別留記」(『越中立山古記録Ⅰ』所収、195頁～202頁、廣瀬誠・高瀬保共編、桂書房、1990年4月)。なお、天保4年(1833)以前の文政7年(1824)にも、芦峯寺一山では「諸国廻檀會得之定書

立山芦峯寺檀那仲間」と題して、天保4年（1833）の内容ほどきめ細かいものではないが、廻檀配札活動の一応の規約がもうけられている。以下参考史料として提示しておきたい。

（部分）『越中立山古記録Ⅰ』123頁（下段）～124頁（上段）

一諸國旦那先、或者道中ニ而病氣等相煩ひ、又怪我等仕候時者、其向寄ニ順勤之僧徒者、聞及次第相向、看病治療無親疎心を付、相談之上、何時宜見捨申間敷候。若又金子等不自由ニ而無詮方躰ニ有之時者、仲間之内に相見を以取替、療養無油断可致事ニ候。若其場に請人在合不申時者、其人躰無據入用之證據、実不實聞、調理銀子立用可申候。返済之義者双方帰山之上、急度返済可申候。万一彼是遲滯有之時者、法類或者仲間を取立、右取替人江少も損失懸申間敷候。若シ價無之躰成ル人者夫〃相見之上評義可申候。扱又諸國江罷越、土産者等相調候事者、先方店方之義者往古に当山江相對実義を以品物仕入呉レ来候事ニ候条、代銀拂方急度厳密ニ可仕義ニ候。併、不而繰ニ而有之哉、近年拂方間〃不行届之方御座候趣相聞、外聞實義を失ひ申候。当山之廻檀之義者各自坊切之家業之様ニ相心得候而者開山上人之化縁ニも不相当義、一統承知之事ニ候故、壹人之瑕疵者一山仲間中江相掛り、仲間中之不行届ハ大権現・御嬬尊等之御威光を汚し候事故、旦那先等店方彼是不算勘有之時者、其向寄廻勤之方之差支ニ相成候ニ付、聞附次第拂方等不届ニ相成候誤聞調、夫〃実意相立置、帰山之上、仲間江吹聴有之候ハゞ可致吟味候。右旦那先拂方等取替置候銀子返済不仕、右條〃ニ相洩候時者、当時為價旦那帳預り候而、壹ケ年ハ見合、弐ケ年目ニ夫〃返済無之時者、旦那先仲間中江相預り評義之上廻檀等可致候、兎角諸人崇敬を失ひ候而ハ第一御嬬尊并大権現之御威光を汚申ニ付、何分自坊切之事ニ不相心得、廻檀勧誘可仕儀、尤肝要ニ付、今般仲間評義を以定條如件。

文政七甲申年閏八月

寶伝坊 印	福泉坊 印	吉祥坊 印
教蔵坊 印	大仙坊 印	善照坊 花押
寶泉坊 花押	玉仙坊 印	相善坊 印
等覚坊 印	三學坊 印	相真坊 印
金泉坊 花押	教算坊 印	寶龍坊 花押
泉光坊 花押	宮之坊 印	實相坊 印
泉蔵坊 印	善道坊 印	日光坊 印
真長坊 印	権教坊	相栄坊 印
教覚坊 印	長覚坊 花押	

- 3) 等覚坊の本来の檀那場は能登国であった。旧宝泉坊の明治23年(1890)の檀那帳『立山講社巡回簿 石川県能登国』(芦峯寺雄山神社所蔵)によると、同坊の檀那場は、能登国の鹿島郡と鳳至郡、珠洲郡で、珠洲郡については半島の内陸に入り込むが、その他の地域については、どちらかといえば比較的立山の見えやすい富山湾側に沿って集中している。ところで、佐伯幸長氏著『立山信仰の源流と変遷』によれば、江戸時代、加賀・能登・越中の三か国の檀那場については、芦峯寺33坊家の平均割としたが、とくに旧縁のあった相善坊・等覚坊・相真坊が別格割りとして平均割りのほかに、旧縁の村・町数を加えた檀那場数が与えられていたという。このうち、能登国における等覚坊の檀那場を、明治に入って旧宝泉坊は、廻檀配札布教を行わなくなった等覚坊から譲り受けている。前掲の檀那帳の巻頭には「御一新前元等覚坊順廻所、今度改正ニ付、元寶泉坊事佐伯左内順廻所ト相定候也」と記されている。
- 4) 芦峯寺では、慶応元年(1865)までは布橋灌頂会が行われていたことを推測させる。
- 5) 「諸堂勤方等年中行事外数件」(『越中立山古記録 第4巻』所収、16～17頁、高瀬保編、桂書房、1992年6月)。

御嬬堂

一、御縁日	年内	六十度
一、節句	同	五度
一、祭礼	同	四十度
一、法要	同	三度

- 6) 「当山古法通諸事勤方旧記 芦峯寺 文政十二丑年五月改之」(『越中立山古記録II』所収、31～32頁、廣瀬誠・高瀬保共編、桂書房、1990年4月)。

一、正・五・九月御祈禱之節ハ、加役人急度出勤可致事。

御嬬堂別当身持心得方之事。

一、前年十二月廿四日暁天前行と申、朝夕二度之行水仕、尤、円座之上ニ座し御供所方外ニ而ハ自由ニ寝る事相成間敷事。常ニ淨衣着し足袋ヲ召シ、隣家ニ而も私用ニ罷出ル事無用。但シ嬬堂參勤之砌ハ格別清淨を着し可申候。附リ。朝寅ノ時ニ起キ、卯之上刻ニ嬬堂へ參勤仕り、右心得方第一 今上皇帝・加賀大守御武運長久・万穀成熟・御家中迄繁榮之処、次ニ当山静謐・佛法興隆、第一火之用心其外諸病退散之処、可抽丹誠条、大切ニ相心得可申候事。

附リ、献上之品物之義、何ケ清淨ニ仕り申候。尤、御膳ハ格別、諸事献上之物ハ別当行者自身ニ相拵へ申事。若、行者人格別差支有之時ハ、其親カ又ハ小僧ニ而水斗リ汲申事ハ可然候事。

- 7) 『立山御嬬尊布橋大灌頂徧進記』(芦峯寺善道坊文書、富山県 [立山博物館] 所蔵)。天保2 (1831) 年11月、芦峯寺善道坊の三河国の檀那場を対象とした徧進記。
- 8) 善道坊の寛政5年 (1793) の三河国檀那場を対象とした『諸檀那御祈禱之覚帳』(芦峯寺善道坊文書、富山県 [立山博物館] 所蔵)。
- 9) 善道坊の嘉永3年 (1850) の三河国檀那場を対象とした『御祈禱檀那覚帳』(芦峯寺善道坊文書、富山県 [立山博物館] 所蔵)。
- 10) 天保2 (1831) 年、善道坊の『立山御嬬尊布橋大灌頂徧進記』(芦峯寺善道坊文書、富山県 [立山博物館] 所蔵) の内容を分析すると、同徧進記には三河国各地の570人の信徒名と16団体 (村中・講中等) の名前が記載されている。ところで、祠堂金に関する表記については、若干の信徒に対して、例えば「一、百文」、「一、二百文」、「一、六百文」、「一、壹朱」、「一、貳朱」、「一、壹反」、「一、半」、「一、壹歩」などと具体的な金額が記載されているが、圧倒多数の信徒に対しては、「一、同」とのみ記載されており、この表記をどのように捉えるかで、この徧進記の総収益が大きくかわってくる。一人目から「一、同」と記載されているので、前記載者の金額と同じ金額を示しているとはいえない。また、「一、同」を「一、壹銅」としてそのまま捉えると、該当記載者分の収益は345.5銅にしかならず、奉加としての意味を全くなさない。こうした中で、芦峯寺吉祥坊の万延元年 (1860) の江戸檀那帳 (芦峯寺雄山神社所蔵) には巻末の表記法凡例に「一丸ト印青銅十疋之事。二丸ハ貳百文之事也」と記載され青銅10疋を表記の際の一単位としている事例が見られる。また、芦峯寺相善坊の文政10年の能登国を檀那場とした『北国立山御嬬堂別當奉加帳 立山麓 相善坊』(富山県 [立山博物館] 所蔵) にも、布橋灌頂会に関する祠堂金として曾良村の九郎三郎と清兵衛が100銅ずつ寄進している事例が見られる。

これに対し、芦峯寺福泉坊の安政4年 (1857) の尾張国を檀那場とした『祠堂金受納覚帳』(芦峯寺善道坊文書、富山県 [立山博物館] 所蔵) には、祠堂金として50疋や100疋、3朱の記載が多く見られ、また、安政5年 (1858) から文久3年 (1863) の権教坊の駿河国・遠江国を檀那場とする『檀家受経祈禱帳』(芦峯寺一山会所蔵。後補表紙には宝泉坊とあるが内容から権教坊のものと同と推測される) にも50疋や100疋、200疋の記載が多く見られる。各地の檀那場の様々な地域性や信徒の身分階級、経済状況、さらには時期的な差異等によって、平均値は出しにくいものと想定されるが、芦峯寺衆徒が各地の檀那場で檀家1軒に対し平均的にはどの程度の祠堂金を受納していたかといった問題についても、今後新たな史料収集に努めながら検討していく必要がある。今回の『立山御嬬尊布橋大灌頂徧進記』の分析においては、「一、銅」の記載を「一、

100文」として捉え総収益を計算すると、三河国の宝飯郡・幡豆郡・渥美郡・設楽郡の各地で562人と16団体（村中・講中等）の信徒を対象として約14両と布36端を得たことになり、一方、「一、100疋」として捉え総収益を計算すると約92両と36端を得たことになる。

㊦ 第1表 芦峠寺善道坊の三河国壇那場での布橋灌頂会のための勸進状況（天保2年）

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の印	寄進(分)	寄進(朱)	寄進(文)	寄進(疋)	寄進(端)	寄進(その他)	該当郡
001	五井村	喜五郎	1		1							宝飯郡
002	五井村	兵太郎・重左衛門	2		1							宝飯郡
003	五井村	新三郎	1		1							宝飯郡
004	水竹村	竹ノ内庄五郎	1							1		宝飯郡
005	水竹村	小野田勘之助	1		1							宝飯郡
006	水竹村	竹之内市三郎	1		1							宝飯郡
007	水竹村	青山佐治右衛門	1		1							宝飯郡
008	水竹村	五左衛門	1		1							宝飯郡
009	水竹村	三右衛門	1		1							宝飯郡
010	水竹村	甚太郎	1		1							宝飯郡
011	水竹村	長十	1		1							宝飯郡
012	形原村	弥治郎	1		1							宝飯郡
013	荒木村	藤助	1					300				不明
014	荒木村	都附市右衛門	1		1							不明
015	西浦伊野	松下藤重	1				1					宝飯郡
016	西浦伊野	五郎兵衛	1		1							宝飯郡
017	西浦伊野	鈴木七兵衛	1				2					宝飯郡
018	西浦伊野	助兵	1		1							宝飯郡
019	西浦伊野	喜助	1		1							宝飯郡
020	西浦伊野	文五郎	1		1							宝飯郡
021	西浦伊野	安太郎	1		1					1		宝飯郡
022	西浦伊野	喜三郎	1		1							宝飯郡
023	西浦伊野	市郎左衛門	1				1					宝飯郡
024	西浦伊野	門太郎	1		1							宝飯郡
025	西浦伊野	林重	1		1							宝飯郡
026	西浦伊野	六治郎	1		1							宝飯郡
027	西浦知柄	久三郎	1		1					1		宝飯郡
028	西浦知柄	金重	1		1							宝飯郡
029	西浦知柄	松之助	1		1							宝飯郡
030	西浦知柄	金五郎	1		1							宝飯郡
031	西浦知柄	源蔵・忠兵衛門・甚九郎・千代蔵	4		1							宝飯郡
032	西浦知柄	弥吉	1		1							宝飯郡

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の印	寄進(分)	寄進(朱)	寄進(文)	寄進(疋)	寄進(端)	寄進(その他)	該当郡
033	西浦知柄	三郎兵衛	1		1							宝飯郡
034	西浦知柄	太郎兵衛	1		1							宝飯郡
035	西浦知柄	藤助・久五郎	2		1							宝飯郡
036	西浦知柄	勘太郎	1		1							宝飯郡
037	西浦知柄	源太郎	1		1							宝飯郡
038	西浦知柄	喜平衛	1		1							宝飯郡
039	西浦知柄	源四郎	1		1							宝飯郡
040	西浦知柄	与八	1		1							宝飯郡
041	西浦知柄	由右衛門・徳藏	2		1							宝飯郡
042	西浦知柄	源助・与兵衛	2		1							宝飯郡
043	西浦知柄	清右衛門	1		1							宝飯郡
044	西浦知柄	又治郎	1		1							宝飯郡
045	西浦知柄	勘助	1		1							宝飯郡
046	西浦知柄	与三郎	1		1							宝飯郡
047	西浦知柄	宗兵衛	1		1							宝飯郡
048	西浦知柄	宗四郎	1		1							宝飯郡
049	西浦知柄	弥三郎	1		1							宝飯郡
050	西浦知柄	久治郎・市治郎	2		1							宝飯郡
051	西浦知柄	千蔵	1		1							宝飯郡
052	西浦知柄	市之助	1		1							宝飯郡
053	西浦知柄	林蔵	1		1							宝飯郡
054	西浦仔野	源蔵	1			1						宝飯郡
055	西浦仔野	銀右衛門	1				1					宝飯郡
056	西浦勇(龍)田	金三郎	1		1							宝飯郡
057	西浦勇(龍)田	吉重	1		1							宝飯郡
058	西浦勇(龍)田	太郎助	1		1							宝飯郡
059	西浦勇(龍)田	平吉	1		1							宝飯郡
060	西浦西ノ口	市郎兵衛	1		1							宝飯郡
061	西浦下寺	半兵衛・太郎吉	2		1							宝飯郡
062	西浦下寺	大治兵衛	1		1							宝飯郡
063	西浦下寺	善三郎・平五郎	2		1							宝飯郡
064	西浦山崎	市左衛門・傳重	2		1							宝飯郡
065	西浦山崎	市右衛門	1		1							宝飯郡

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の 印	寄進 (分)	寄進 (朱)	寄進 (文)	寄進 (疋)	寄進 (端)	寄進 (その他)	該当郡
066	西浦大戸	市平	1		1							宝飯郡
067	西浦大戸	長右衛門・久五郎	2		1							宝飯郡
068	西浦大戸	八郎兵衛・平太郎	2		1							宝飯郡
069	西浦大戸	半四郎	1		1							宝飯郡
070	西浦大戸	金治郎	1		1							宝飯郡
071	小見行村	七五郎	1		1							幡豆郡
072	吉田在松島新田	善吉	1		1							渥美郡
073	九門村	勘右衛門・九平治	2							2		不明
074	近江国神崎郡塚平村	川嶋屋喜助	1				2					近江国
075	上佐脇村	甚五郎	1		1							宝飯郡
076	上佐脇村	甚八	1		1							宝飯郡
077	上佐脇村	清太夫	1		1							宝飯郡
078	上佐脇村	久右衛門	1		1							宝飯郡
079	上佐脇村	与治右衛門	1		1							宝飯郡
080	上佐脇村	中右衛門・弥平太・清吉	3		1							宝飯郡
081	上佐脇村	宗右衛門	1		1							宝飯郡
082	上佐脇村	喜左衛門	1					300				宝飯郡
083	上佐脇村	佐兵衛	1					200				宝飯郡
084	下佐脇村	定四郎	1		1							宝飯郡
085	下佐脇村	清右衛門・清蔵	2		1							宝飯郡
086	下佐脇村	源太郎・治郎左衛門	2		1							宝飯郡
087	下佐脇村	孫太夫	1		1							宝飯郡
088	下佐脇村	四郎左衛門	1		0.5							宝飯郡
089	三谷西新屋村	与太夫	1		1							宝飯郡
090	三谷西新屋村	佐太郎	1		1							宝飯郡
091	三谷西新屋村	弥左衛門	1		1							宝飯郡
092	三谷西新屋村	勘助	1		1							宝飯郡
093	三谷西新屋村	弥重	1		1							宝飯郡
094	三谷西新屋村	又八	1		1							宝飯郡
095	三谷西新屋村	八与吉	1		1		2					宝飯郡
096	三谷西新屋村	源七	1		1							宝飯郡
097	三谷西新屋村	岩治郎	1		1							宝飯郡
098	三谷西新屋村	孫十	1		1							宝飯郡

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の印	寄進(分)	寄進(朱)	寄進(文)	寄進(疋)	寄進(端)	寄進(その他)	該当郡
099	三谷西新屋村	仙蔵	1				2					宝飯郡
100	三谷西新屋村	仙蔵	1		1							宝飯郡
101	三谷西新屋村	清治郎	1		1							宝飯郡
102	三谷西新屋村	卯八	1		1							宝飯郡
103	三谷西新屋村	弥吉	1		1							宝飯郡
104	三谷西新屋村	東山	1		1							宝飯郡
105	三谷西新屋村	弥平治	1		1							宝飯郡
106	三谷西新屋村	宗九郎	1		1							宝飯郡
107	三谷西新屋村	弥太郎	1		1							宝飯郡
108	三谷西新屋村	喜太郎	1		1							宝飯郡
109	三谷西新屋村	平八	1		1							宝飯郡
110	三谷西新屋村	長右衛門	1		1							宝飯郡
111	三谷西新屋村	権治郎	1		1							宝飯郡
112	三谷西新屋村	与三郎	1		1							宝飯郡
113	三谷西新屋村	治平	1		1							宝飯郡
114	三谷西新屋村	女人講中		1講中	1							宝飯郡
115	三谷西新屋村	宗太郎	1		1							宝飯郡
116	三谷西新屋村	弥五七	1		1							宝飯郡
117	三谷西新屋村	小八	1		1							宝飯郡
118	三谷西新屋村	与十	1		1							宝飯郡
119	三谷西新屋村	与平	1		1							宝飯郡
120	三谷西新屋村	喜右衛門	1		1							宝飯郡
121	三谷西新屋村	新吉	1		1							宝飯郡
122	三谷西新屋村	甚四郎	1		1							宝飯郡
123	三谷西新屋村	七之助	1		1							宝飯郡
124	三谷西新屋村	弥七	1		1							宝飯郡
125	三谷西新屋村	長五郎	1		1							宝飯郡
126	三谷西新屋村	徳助	1		1							宝飯郡
127	三谷西新屋村	嘉八	1		1							宝飯郡
128	三谷西新屋村	治郎右衛門	1		1							宝飯郡
129	森中屋敷	源四郎	1		1							幡豆郡
130	森中屋敷	小三郎	1		1							幡豆郡
131	森中屋敷	新助	1		1							幡豆郡

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の 印	寄進 (分)	寄進 (朱)	寄進 (文)	寄進 (疋)	寄進 (端)	寄進 (その他)	該当郡
132	森中屋敷	三七・平左衛門	1		1							幡豆郡
133	森中屋敷	傳十	1						10			幡豆郡
134	森中屋敷	たが(傳十内)	1		1					1		幡豆郡
135	森中屋敷	納右衛門	1		1							幡豆郡
136	森中屋敷	角左衛門	1		1							幡豆郡
137	森中屋敷	三右衛門	1					300				幡豆郡
138	森中屋敷	亀八	1		1							幡豆郡
139	森中屋敷	お志の・太治兵衛・みと ・て川	4		1							幡豆郡
140	森中屋敷	重蔵	1		1							幡豆郡
141	森中屋敷	与五平	1		1							幡豆郡
142	森中屋敷	佐之助	1		1							幡豆郡
143	森中屋敷	甚八	1		1							幡豆郡
144	森中屋敷	重吉	1		1							幡豆郡
145	森中屋敷	甚助	1		1							幡豆郡
146	森中屋敷	治助	1		1							幡豆郡
147	森中屋敷	藤助	1		1							幡豆郡
148	森中屋敷	五郎助	1		1							幡豆郡
149	森中屋敷	助七	1		1							幡豆郡
150	森中屋敷	太郎左衛文	1		1							幡豆郡
151	森中屋敷	弥八	1		1							幡豆郡
152	森中屋敷	孫市	1		1							幡豆郡
153	森中屋敷	傳五郎	1			1						幡豆郡
154	森中屋敷	真角内おたき	1		1							幡豆郡
155	森中屋敷	五太夫・与宗左衛門	2		1							幡豆郡
156	森中屋敷	源之助	1		1							幡豆郡
157	森中屋敷	仁平治	1		1							幡豆郡
158	森中屋敷	与四兵衛	1		1							幡豆郡
159	不相村	喜之助	1		1							宝飯郡
160	不相村	銀右衛門	1		1							宝飯郡
161	不相村	三五郎	1		1							宝飯郡
162	不相村	重兵衛・善重	2		1							宝飯郡
163	不相村	孫兵衛・梅治郎	2		1							宝飯郡

掲破順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の印	寄進(分)	寄進(朱)	寄進(文)	寄進(疋)	寄進(端)	寄進(その他)	該当郡
164	不相村	久八	1		1							宝飯郡
165	不相村	又治郎	1		1							宝飯郡
166	不相村	又五郎	1		1							宝飯郡
167	不相村	吉兵衛・与四蔵・源十	3		1							宝飯郡
168	不相村	与四松・松五郎	2		1							宝飯郡
169	中浜	清左衛門	1		1							幡豆郡
170	中浜	清右衛門・清六	2		1							幡豆郡
171	中浜	作兵衛	1		1							幡豆郡
172	中浜	文左衛門	1		1							幡豆郡
173	中浜	仲治郎・文五郎	2		1							幡豆郡
174	中浜	九郎治	1		1							幡豆郡
175	中浜	九郎兵衛	1		1							幡豆郡
176	中浜	八三郎	1		1							幡豆郡
177	中浜	於志そ	1		1							幡豆郡
178	中浜	久治郎	1		1							幡豆郡
179	中浜	小平	1		1							幡豆郡
180	中浜	おきた	1		1							幡豆郡
181	中浜	半治郎	1		1							幡豆郡
182	中浜	半助	1		1							幡豆郡
183	中浜	兵吉	1		1							幡豆郡
184	中浜	喜之助	1					200				幡豆郡
185	中浜	又蔵	1					100				幡豆郡
186	中浜	吉蔵・又四郎	2		1							幡豆郡
187	中浜	おみさ	1					200				幡豆郡
188	中浜	佐助	1					100				幡豆郡
189	中浜	喜八・治左衛文	2		1							幡豆郡
190	中浜	佐治平	1		1							幡豆郡
191	中浜	治兵衛・甚十	2		1							幡豆郡
192	中浜	勘四郎・勘三郎	2		1							幡豆郡
193	中浜	おもと・お川弥	2		1							幡豆郡
194	中浜	吉五郎	1		1							幡豆郡
195	中浜	佐右衛門・藤助	2		1							幡豆郡
196	中浜	徳三郎・喜与治・弥作	3		1							幡豆郡

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の 印	寄進 (分)	寄進 (朱)	寄進 (文)	寄進 (疋)	寄進 (端)	寄進 (その他)	該当郡
197	中浜	助蔵・治郎吉	2		1							幡豆郡
198	中浜	金十・三五郎	2		1							幡豆郡
199	中浜	四郎右衛門	1		1							幡豆郡
200	中浜	久蔵・市兵衛	2		1							幡豆郡
201	中浜	吉平・与七	2		1							幡豆郡
202	中浜	作十・仲右衛門	2		1							幡豆郡
203	中浜	梅吉・おむね	2		1							幡豆郡
204	中浜	磯吉	1		1							幡豆郡
205	中浜	吉兵衛	1		1							幡豆郡
206	三谷松葉村	文治郎	1		1							宝飯郡
207	三谷松葉村	文右衛門	1		1							宝飯郡
208	三谷松葉村	金六	1		1							宝飯郡
209	三谷松葉村	文蔵	1		1							宝飯郡
210	三谷松葉村	文四郎	1		1							宝飯郡
211	三谷松葉村	勝之助	1		1							宝飯郡
212	三谷松葉村	新太郎	1		1							宝飯郡
213	三谷松葉村	在治郎	1		1							宝飯郡
214	三谷松葉村	勘六	1		1							宝飯郡
215	三谷松葉村	念仏女人中		1女人中	1							宝飯郡
216	三谷松葉村	喜右衛門	1		1							宝飯郡
217	三谷松葉村	勘六母	1		1							宝飯郡
218	三谷東新屋	治郎蔵	1		1							宝飯郡
219	三谷東新屋	権八	1		1							宝飯郡
220	三谷東新屋	長四郎	1		1							宝飯郡
221	三谷東新屋	八郎左衛門	1		1							宝飯郡
222	三谷東新屋	松兵衛	1		1							宝飯郡
223	三谷東新屋	傳治郎	1		1							宝飯郡
224	三谷東新屋	治郎七	1		1							宝飯郡
225	三谷東新屋	三九郎	1		1							宝飯郡
226	三谷東新屋	治郎蔵	1		1							宝飯郡
227	三谷東新屋	治郎吉	1		1							宝飯郡
228	拾石村	茂右衛門・茂三郎・音鉢	3		1							宝飯郡
229	拾石村	長兵衛	1		1							宝飯郡

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の印	寄進 (分)	寄進 (朱)	寄進 (文)	寄進 (疋)	寄進 (端)	寄進 (その他)	該当郡
230	拾石村	惣治郎	1		1							宝飯郡
231	拾石村	角蔵	1		1							宝飯郡
232	拾石村	八三郎	1		1							宝飯郡
233	拾石村	小左衛門	1		1							宝飯郡
234	拾石村	六郎右衛門	1		1							宝飯郡
235	拾石村	作兵衛・干太郎	2		1							宝飯郡
236	拾石村	甚九郎	1		1							宝飯郡
237	拾石村	勘太郎	1		1							宝飯郡
238	拾石村	権右衛門	1		1							宝飯郡
239	拾石村	権平・権十	2		1							宝飯郡
240	拾石村	利吉・栄吉	2		1							宝飯郡
241	拾石村	七郎左衛門	1		1							宝飯郡
242	拾石村	惣兵衛	1		1							宝飯郡
243	拾石村	戸右衛門	1		1							宝飯郡
244	拾石村	権三郎	1		1							宝飯郡
245	松葉村	長治・与助・勘蔵・三郎 太・権七	5		1							宝飯郡
246	松葉村	勘十・勘助	2		1							宝飯郡
247	松葉高之	久八	1		1							宝飯郡
248	松葉高之	三五郎	1		1							宝飯郡
249	松葉高之	三右衛門	1		1							宝飯郡
250	松葉高之	喜兵衛・喜三郎	2		1							宝飯郡
251	松葉高之	太郎右衛門	1		1							宝飯郡
252	三谷上ヶ	甚三郎	1		1							宝飯郡
253	三谷上ヶ	竹内佐右衛門	1		1							宝飯郡
254	三谷上ヶ	文蔵	1		1							宝飯郡
255	三谷上ヶ	権右衛門	1		1							宝飯郡
256	三谷上ヶ	喜三郎	1		1							宝飯郡
257	三谷上ヶ	源六	1		1							宝飯郡
258	三谷上ヶ	宗五郎	1		1							宝飯郡
259	三谷上ヶ	勘七	1		1							宝飯郡
260	三谷上ヶ	茂太夫・九郎兵衛・金蔵 ・清兵衛	4		1							宝飯郡

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の 印	寄進 (分)	寄進 (朱)	寄進 (文)	寄進 (疋)	寄進 (端)	寄進 (その他)	該当郡
261	三谷上ヶ	平六	1		1							宝飯郡
262	中浜	勘左衛門・長四郎・又十 ・佐七	4		1							幡豆郡
263	中浜	文吉・治郎作	2		1							幡豆郡
264	上ヶ	新右衛門	1		1							宝飯郡
265	上ヶ	三郎四・兵藏・久兵衛・ 新助	4		1							宝飯郡
266	上ヶ	作藏	1		1							宝飯郡
267	上ヶ	孫右衛門	1		1							宝飯郡
268	上ヶ	孫太	1		1							宝飯郡
269	上ヶ	吉右衛門・与門太	2		1							宝飯郡
270	上ヶ	久助	1		1							宝飯郡
271	上ヶ	佐右衛門	1		1							宝飯郡
272	上ヶ	喜平・庄太夫	2		1							宝飯郡
273	上ヶ	喜宗右衛門	1		1							宝飯郡
274	牧山村	文右衛門	1		1							宝飯郡
275	牧山村	長右衛門	1		1							宝飯郡
276	牧山村	源助	1		1							宝飯郡
277	牧山村	権右衛門	1		1							宝飯郡
278	牧山村	文五郎	1				2					宝飯郡
279	牧山村	源二郎	1		1							宝飯郡
280	牧山村	久三郎・新治郎・久太郎	3		1							宝飯郡
281	牧山村	六三郎・与治兵衛・兵助 ・傳八・兵左衛門	5		1							宝飯郡
282	牧山村	太郎左衛門・新右衛門	2		1							宝飯郡
283	牧山村	源治郎	1		1							宝飯郡
284	牧山村	長右衛門・孫治郎	2		1							宝飯郡
285	牧山村	久右衛門・三四郎	2		1							宝飯郡
286	牧山村	源八	1		1							宝飯郡
287	牧山村	重五郎・定吉	2		1							宝飯郡
288	牧山村	儀吉・長藏・勘三郎・六 三郎・孫藏・又十	6		1							宝飯郡
289	吉田吳服町	桐屋幸七	1		1							渥美郡

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の印	寄進(分)	寄進(朱)	寄進(文)	寄進(疋)	寄進(端)	寄進(その他)	該当郡
290	下条	峯吉	1		1							八名郡
291	谷川村	谷川村中		1村中				763				渥美郡
292	谷川村	高橋重太夫	1		1							渥美郡
293	西浦橋田村	林右衛門	1		1							宝飯郡
294	西浦橋田村	喜八	1		1							宝飯郡
295	西浦橋田村	喜七	1		1							宝飯郡
296	西浦橋田村	喜助	1		1							宝飯郡
297	西浦橋田村	利右衛門・喜五郎	2		1							宝飯郡
298	西浦橋田村	弥助	1				1					宝飯郡
299	西浦橋田村	平藏	1		1							宝飯郡
300	水竹村	五左衛門	1		1							宝飯郡
301	五井村	太郎作	1		1							宝飯郡
302	五井村	喜五郎	1		1							宝飯郡
303	友国村	元右衛門	1		1.5							幡豆郡
304	友国村	三右衛門	1		1							幡豆郡
305	友国村	九二八	1		1							幡豆郡
306	友国村	要八	1					200				幡豆郡
307	友国村	岩崎利兵衛	1		1							幡豆郡
308	寺部村	七治郎	1		1							幡豆郡
309	寺部村	金太夫	1		1							幡豆郡
310	寺部村	万五郎	1		1							幡豆郡
311	寺部村	金五郎	1					200				幡豆郡
312	寺部村	久治郎・源助	2				1					幡豆郡
313	寺部村	安左衛門	1								布	幡豆郡
314	寺部村	徳之助	1				1					幡豆郡
315	桑畑村	直三郎	1								木綿	幡豆郡
316	桑畑村	文治郎・源助	2							1		幡豆郡
317	桑畑村	勘右衛門	1					050				幡豆郡
318	桑畑村	清右衛門	1						10			幡豆郡
319	桑畑村	久太夫	1						10			幡豆郡
320	桑畑村	太右衛門	1					100				幡豆郡
321	桑畑村	喜与三郎	1					300				幡豆郡
322	桑畑村	久三郎	1					100				幡豆郡

福江 充 / 江戸時代末期 戸籍・寄附家開の整理場をめぐる争いについて

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の 印	寄進 (分)	寄進 (朱)	寄進 (文)	寄進 (疋)	寄進 (端)	寄進 (その他)	該当郡
3 2 3	小見行村	金五郎	1		1							幡豆郡
3 2 4	小見行村	清治郎	1		1							幡豆郡
3 2 5	小見行村	徳治郎	1		1							幡豆郡
3 2 6	上畑村	七之助	1		1							幡豆郡
3 2 7	上畑村	善五郎	1		1							幡豆郡
3 2 8	上畑村	甚之助	1		1							幡豆郡
3 2 9	上畑村	儀兵衛	1		1							幡豆郡
3 3 0	上畑村	儀助	1					1 0 0				幡豆郡
3 3 1	上畑村	乗治郎	1					1 0 0				幡豆郡
3 3 2	上畑村	長松	1		1							幡豆郡
3 3 3	上畑村	熊蔵	1		1							幡豆郡
3 3 4	森村	庄右衛門	1		1							幡豆郡
3 3 5	森村	平七	1		1							幡豆郡
3 3 6	須崎村	治右衛門	1				1					幡豆郡
3 3 7	谷村	六左衛門	1		1							幡豆郡
3 3 8	谷村	佐兵衛・直右衛門	2		1							幡豆郡
3 3 9	谷村	忠右衛門・傳五郎・千右 衛門	3		1							幡豆郡
3 4 0	谷村	徳治郎	1		1							幡豆郡
3 4 1	谷村	太右衛門	1		1							幡豆郡
3 4 2	谷村	与兵衛	1				1					幡豆郡
3 4 3	谷村	吉左衛門・長五郎	2		1							幡豆郡
3 4 4	谷村	半五郎	1		1							幡豆郡
3 4 5	谷村	又治郎	1		1							幡豆郡
3 4 6	谷村	八三郎	1					1 0 0				幡豆郡
3 4 7	谷村	藤右衛門・傳蔵・安右衛 門・作助	4					2 0 0				幡豆郡
3 4 8	中畑村	清治郎	1		0. 5							幡豆郡
3 4 9	中畑村	中平吉	1		0. 5							幡豆郡
3 5 0	中畑村	長十	1							1		幡豆郡
3 5 1	中畑村	五左衛門	1		1							幡豆郡
3 5 2	中畑村	与右衛門	1		0. 5							幡豆郡
3 5 3	中畑村	甚八・八十八	2							1		幡豆郡

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の印	寄進(分)	寄進(朱)	寄進(文)	寄進(疋)	寄進(端)	寄進(その他)	該当郡
354	中畑村	喜八	1		1							幡豆郡
355	中畑村	六蔵	1					200				幡豆郡
356	中畑村	官治	1					200				幡豆郡
357	中畑村	泰吉	1					200				幡豆郡
358	中畑村	兵三郎	1					200				幡豆郡
359	中浜村	平八	1		1							幡豆郡
360	中浜村	兵三郎母	1		1							幡豆郡
361	中浜村	助之丞	1		1							幡豆郡
362	山口村	喜助	1		1							幡豆郡
363	山口村	惣兵衛	1		1							幡豆郡
364	山口村	銀右衛門	1		1							幡豆郡
365	山口村	文左衛門	1		1							幡豆郡
366	山口村	佐兵衛	1					100				幡豆郡
367	山口村	小兵衛・栴右衛門	2		1							幡豆郡
368	山口村	栄蔵	1		1							幡豆郡
369	山口村	儀右衛門	1		1							幡豆郡
370	山口村	吉三郎	1				1					幡豆郡
371	山口村	銀太郎・九兵衛・傳五郎 ・紋治郎・助七	5					500				幡豆郡
372	拾石村	平九郎	1		1							宝飯郡
373	田原か屋町	権治郎・八三郎	2		1							渥美郡
374	折立村	仁左衛門	1				1					渥美郡
375	折立村	傳七・定右衛門	2							1		渥美郡
376	折立村	佐治平衛門	2					100				渥美郡
377	麻生田村	清大夫	1		1							宝飯郡
378	麻生田村	平八	1					300				宝飯郡
379	向河原	富蔵	1					300				宝飯郡
380	向河原	八右衛門	1					200				宝飯郡
381	三谷西新屋	与吉	1		1							宝飯郡
382	拾石村	勘兵衛	1		1							宝飯郡
383	三谷西新屋	与左衛門	1		1							宝飯郡
384	西不相村	久七	1		1							宝飯郡
385	友国村	尾崎勘兵衛	1		1							幡豆郡

富江 元／江戸時代幕末期 戸崎寺宿坊家間の檀那場をめぐる争いについて

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の 印	寄進 (分)	寄進 (朱)	寄進 (文)	寄進 (疋)	寄進 (端)	寄進 (その他)	該当郡
386	深田村	久吉	1		1					1		加茂郡
387	深田村	村中		1村中	1							加茂郡
388	麻生田村	長左衛門	1					100				宝飯郡
389	麻生田村	宗右衛門	1		1							宝飯郡
390	麻生田村	清太郎	1		1							宝飯郡
391	麻生田村	太郎左衛門	1		1							宝飯郡
392	麻生田村	藤左衛門	1		1							宝飯郡
393	麻生田村	傳左衛門	1		1							宝飯郡
394	麻生田村	与右衛門	1		1							宝飯郡
395	麻生田村	西光寺	1		1							宝飯郡
396	麻生田村	三郎右衛門	1					032				宝飯郡
397	麻生田村	喜右衛門	1					048				宝飯郡
398	麻生田村	治郎右衛門	1					048				宝飯郡
399	麻生田村	三右衛門	1					048				宝飯郡
400	麻生田村	官藏	1					048				宝飯郡
401	麻生田村	勘右衛門	1					048				宝飯郡
402	麻生田村	五平	1					048				宝飯郡
403	麻生田村	勘八	1					048				宝飯郡
404	麻生田村	七右衛門	1					048				宝飯郡
405	麻生田村	か平	1					048				宝飯郡
406	麻生田村	治郎兵衛	1					032				宝飯郡
407	麻生田村	市右衛門	1					032				宝飯郡
408	麻生田村	玉林寺	1					032				宝飯郡
409	麻生田村	長兵衛	1					032				宝飯郡
410	麻生田村	平八・喜太夫	2					028				宝飯郡
411	見ヶ瀬	源五左衛門・善六・与左 衛門	3					376				不明
412	見ヶ瀬	六兵衛・重左衛門	2					048				不明
413	中島村	条治郎	1							1		幡豆郡
414	中島村	権吉	1		1							幡豆郡
415	中島村	条治郎	1		1							幡豆郡
416	中島村	惣右衛門	1		1							幡豆郡
417	口下部村	平兵衛	1		1							宝飯郡

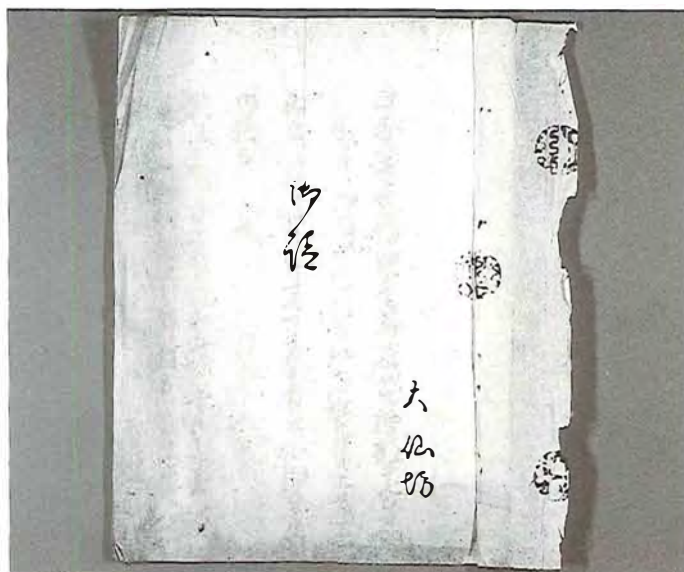
掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の印	寄進(分)	寄進(朱)	寄進(文)	寄進(疋)	寄進(端)	寄進(その他)	該当郡
418	日下部村	平治郎	1					100				宝飯郡
419	日下部村	新清堂	1					300				宝飯郡
420	日下部村	庚申中門		1 講中				200				宝飯郡
421	日下部村	新居庚申仲口		1 講中	1							宝飯郡
422	日下部村	全昌寺庚申口口		1 講中	1							宝飯郡
423	庭野村	庭野村中庄屋様		1 村中				340				八名郡
424	東矢部村	又兵衛母	1							4		設楽郡
425	黒口村	治郎左衛門	1		1					1		設楽郡
426	黒口村	源兵衛	1		1							設楽郡
427	黒口村	久右衛門	1					100				設楽郡
428	黒口村	忠三郎	1					100				設楽郡
429	黒口村	治三郎	1					032				設楽郡
430	黒口村	久之助	1					032				設楽郡
431	黒口村	熊吉	1					032				設楽郡
432	黒口村	喜兵衛	1					032				設楽郡
433	黒口村	九郎左衛門	1					050				設楽郡
434	黒口村	直吉	1					100				設楽郡
435	黒口村	忠三郎母	1					100				設楽郡
436	須長村	助右衛門	1					100				設楽郡
437	須長村	為吉	1					100				設楽郡
438	森長村	森長村中		1 村中				127				設楽郡
439	常延村	利右衛門・おそめ	2							1		設楽郡
440	谷下村	答五郎	1					100				設楽郡
441	篠田村	篠田村中		1 村中				479				宝飯郡
442	篠田村	弥兵衛	1					100				宝飯郡
443	長草村	治三郎	1							1		宝飯郡
444	長草村	治右衛門	1					200				宝飯郡
445	長草村	治郎右衛門	1					100				宝飯郡
446	長草村	喜四郎	1					200		3		宝飯郡
447	牛久保長山村	牛久保長山村女人中		1 女人中				645				宝飯郡
448	新田村	喜三郎	1		1							不明
449	羽根村	吉五郎	1							0.5		額田郡
450	羽根村	源治郎	1							0.5		額田郡

掲載順	村名	信徒名	人数	村中・講中	「同」の印	寄進(分)	寄進(朱)	寄進(文)	寄進(疋)	寄進(端)	寄進(その他)	該当郡
451	花ヶ崎村	兵四郎	1							1		渥美郡
452	花ヶ崎村	佐平治・喜右衛門	2							1		渥美郡
453	小浜村	小浜村同行中		1 同行中				2				渥美郡
454	松島新田村	緒八	1							1		渥美郡
455	松島新田村	市作	1							1		渥美郡
456	花ヶ崎村	源吉	1							1		渥美郡
457	花ヶ崎村	与平治	1							1		渥美郡
458	花ヶ崎村	徳右衛門・八左衛門・傳治郎	3							1		渥美郡
459	花ヶ崎村	八郎右衛門・久八	2							1		渥美郡
460	花ヶ崎村	平重・五兵衛・久四郎	3							1		渥美郡
461	花ヶ崎村	佐右衛門	1							1		渥美郡
462	森下村	源右衛門	1					2				宝飯郡
463	森下村	清三郎	1						600			宝飯郡
464	森下村	喜十	1						200			宝飯郡
465	森下村	甚八	1						100			宝飯郡
466	森下村	長十	1						100			宝飯郡
467	森下村	半七	1						100			宝飯郡
468	森下村	いく	1						100			宝飯郡
469	灰野村	喜四郎・甚三郎・八蔵	3						124			宝飯郡
470	中帰村	中帰檀方中		1 檀方中							1	不明
471	羽根村	羽根檀方中		1 檀方中							2	額田郡
472	羽根村	村方檀那のなか		1 檀方中					400			額田郡
473	松原村	松原村中		1 村中					600			宝飯郡
			570	16	345.5	2	24	13350	30	36		

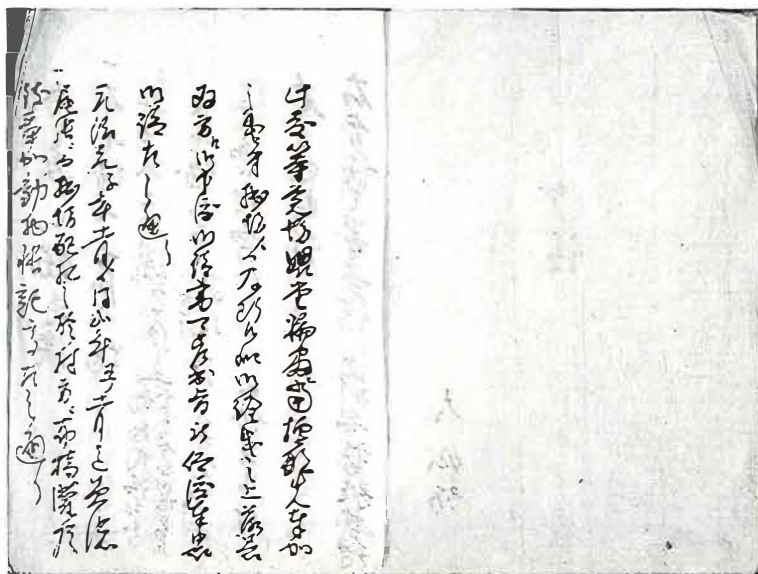
凡例 一、同表は芦崎寺善道坊の『立山御娯尊布橋大灌頂勸進記』（芦崎寺善道坊文書・富山県〔立山博物館〕所蔵）に基づき、同坊が三河国壇那場で天保2年に行った布橋灌頂会のための勸進活動の状況を示したものである。

一、同表における該当区は、明治11年郡区町村編制法の施行で定まった区割りに基づくものである。

一、掲載順は『立山御娯尊布橋大灌頂勸進記』のなかでの掲載順を示す。



①



②

写真2 芦峯寺大仙坊が芦峯寺一山に宛てた請書（慶応2年9月）：史料B

